

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「第2期福岡市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）（以下、「法」という。）第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成21年1月8日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成23年度におけるサービスの数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

本計画は、平成19年3月に策定された「第1期福岡市障がい福祉計画」（以下、「第1期計画」という。）の基本的な考え方を継承し策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第4項の規定に基づき、「福岡市保健福祉総合計画の障がい者プラン（障害者基本法第9条第3項の市町村障害者計画に相当）」（以下、「障がい者プラン」という。）及び「同計画の地域プラン（社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画に相当）」との整合を考慮し、策定するものです。

「障がい者プラン」は、国が定める障害者基本計画（平成15～24年度）における重点施策実施5か年計画に対応するものであり、本計画は「障がい者プラン」のうち、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、その確保のための方策等に関するものと位置づけられています。

3 福岡県障害福祉計画との関係

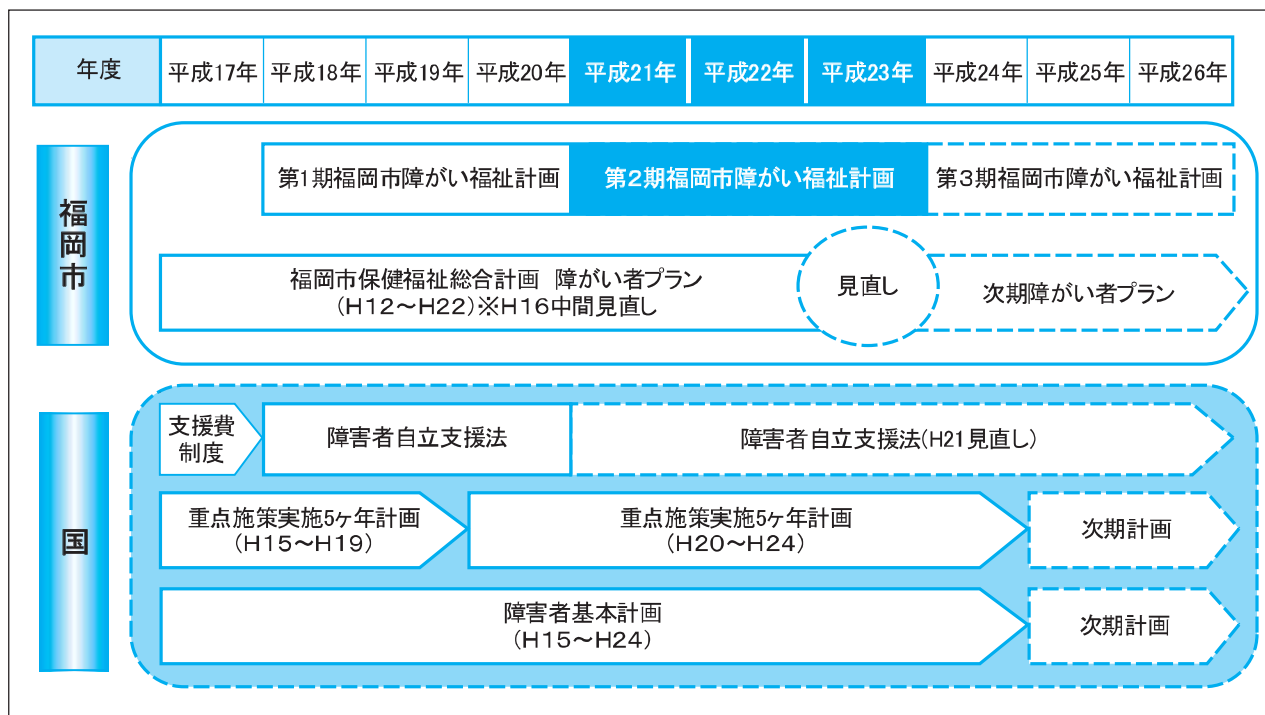
基本指針では、都道府県障害福祉計画において、障がい福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備について各都道府県が定める障害保健福祉圏域を単位に方策を図ることとされております。

本市は、福岡県が定める「福岡・糸島障害保健福祉圏域（前原市及び糸島郡二丈町、志摩町の2市2町で構成）」（以下、「圏域」という。）に属しており、本計画で定める数値目標等は、圏域毎に集計され、福岡県全域の集計結果を踏まえ福岡県障害福祉計画に反映されます。

4 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間です。

平成23年度に第3期計画の策定に向け、障がい者の生活実態や本計画の進捗状況をふまえた検討を行います。



5 本計画策定の基本的な考え方

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション^{注①(資料編参照)}の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別にかかわらずサービス提供体制の整備

障害者自立支援法の施行により、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化したことにより、障がい種別を問わず等しく障がい福祉サービスが享受できるよう、サービス提供体制の整備を進めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや相談支援の体制、NPO 等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

6 計画策定のための取り組み

障害福祉計画の策定にあたっては、法第88条において、住民の意見を反映するとともに、あらかじめ「地方障害者施策推進協議会」及び「県」の意見を聴かなければならないとされています。

(1) 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会による検討

本市は、附属機関である「福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会」を「地方障害者施策推進協議会」と位置づけ、同専門分科会において検討を進めました。

<障がい者保健福祉専門分科会の開催状況>

区分	開催日等	議 題	傍聴
第1回	平成20. 8.21	I 福岡市の障がい者施策について II 障がい福祉計画について III 福岡市医療費助成制度の見直しについて	4名
委員 協議	平成20.10. 1	I 障がい福祉計画について II 福岡市医療費助成制度の見直しについて	30名
第2回	平成20.10.29	I 障がい福祉計画について II 福岡市医療費助成制度の見直しについて	22名
第3回	平成21. 1. 9	I 第2期福岡市障がい福祉計画（パブリック・コメント素案） について	9名
第4回	平成21. 3.24	I 会長及び副会長の選任について II 第2期福岡市障がい福祉計画（案）について	13名

(2) 市内事業者への調査

平成20年5月以降、新体系サービスへ未移行の事業者（法定施設及び小規模作業所）に、新体系サービスへの移行時期及び移行先に関する希望調査を実施しました。

(3) 福岡県及び周辺自治体との協議

本計画策定にあたり、福岡県及び同県が定める福岡・糸島障害保健福祉圏域に属する前原市並びに糸島郡二丈町及び志摩町と協議を行いました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画素案について、平成21年1月26日（月）～2月20日（金）の期間でパブリック・コメントを行い、意見を募集し、173件の意見が提出され、うち5件の意見を計画に反映しました。（詳細：資料編）

7 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活及び一般就労への移行などについての達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて計画の必要な見直しに反映します。

8 障害者自立支援法の見直しとの関係

本計画策定時において、国は障害者自立支援法の見直しを進めており、今後、段階的に各サービスの事業体系や実施要件等が変更されることが想定されますが、本計画は、国の基本指針に従い、平成20年度の制度に基づき策定しております。

このため、今後の制度変更に伴い、各サービスの利用実績が計画で定める見込量と大きく異なるものとなる可能性があります。本計画で定める見込量は今後の推計値であり、個人へのサービス支給量を制限するものではないため、各サービスの利用に影響が生じることはありません。

制度変更に伴う見込量の修正については、今後の計画の達成状況の点検の中で、必要に応じ検討していきます。